

事 務 連 絡
令和3年2月26日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和3年3月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

(新旧対照表 (案))

改正後	現 行
第1編 保護の実施要領	第1編 保護の実施要領
第1～4 略	第1～4 略
第5 扶養義務の取扱い	第5 扶養義務の取扱い
<p>問5-1〔扶養義務履行が期待できない者の判断基準〕</p> <p>課第5の2にある「実施機関がこれらと同様と認める者」及び「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者」というのは、具体的にどのような者を指すのか。</p>	<p>問5-1〔扶養義務履行が期待できない者の判断基準〕</p> <p>課第5の2にある「実施機関がこれらと同様と認める者」及び「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者」というのは、具体的にどのような者を指すのか。</p>
<p>(答) 前者については、例えば長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者などが想定される。後者については、例えば、<u>当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等</u>が想定される。<u>なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。</u></p>	<p>(答) 前者については、例えば長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者などが想定される。後者については、例えば<u>20年間音信不通である</u>等が想定される。</p>
問5-2～13 略	問5-2～13 略
第6～13 略	第6～13 略
第2編 略	第2編 略